

尼崎市立高等学校学習用端末貸与要綱

(目的)

第1条 この要綱は、尼崎市立高等学校及び尼崎市立特別支援学校高等部（以下「市立高校」という。）に在籍する生徒に対する学習用端末の貸与について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 貸与の対象となる者は、市立高校に在籍する生徒のうち、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 兵庫県国公立高校生奨学給付金を受給している世帯の者
- (2) 生活保護を受給している世帯の者
- (3) 都道府県民税及び市町村民税所得割額が非課税の世帯の者
- (4) その他、特別な事情により学校長が貸与妥当と認める者

(貸与物品)

第3条 この要綱により貸与する物品は、各校で保管する学習用端末（尼崎市が調達したパソコンで、これを使用するために必要な付属品を含む。以下「学習用端末」という。）とする。

(貸与料)

第4条 学習用端末の貸与料は、無償とする。

(貸与の申請)

第5条 学習用端末の貸与を受けようとする者は、自身が在籍する学校の長（以下「学校長」という。）に、別に定める「学習用端末貸与申請書及び同意書」を提出しなければならない。

- 2 学校長は、前項の「学習用端末貸与申請書及び同意書」の提出を受け、適当と認めるときは、学習用端末の貸与を決定するものとする。
- 3 学校長は、必要があると認めるときは、学習用端末の貸与を受けようとする者に、貸与の対象者であることを証明する書類の提出を求めることができる。

(貸与期間)

第6条 学習用端末の貸与期間は、貸与を決定した日から、学習用端末の貸与を受けた者（以下「利用者」という。）の卒業認定日前3カ月以内の各学校長が定める日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、利用者が、第2条の要件に該当しなくなったときは、貸与期間は終了する。

(管理)

第7条 学校長は、貸与の状況を明らかにするために貸与台帳を備えなければならない。

- 2 学校長は、貸与の状況に変更が生じたときには貸与台帳に記載するものとする。

(学習用端末の取扱)

第8条 利用者は、学習用端末を善良な管理者の注意をもって管理しなくてはならない。

- 2 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 学習用端末を第三者に使用させ、又は転貸すること。
- (2) 学習用端末を売却、廃棄又は故意に破損すること。
- (3) 学習用端末を学習活動以外に使用すること。
- (4) 学習用端末を利用し、他者に対して危害を加えること。
- (5) 各学校長が定める学習用端末利用規則等に反する行為を行うこと。

3 利用者は、貸与物品の管理運用に当たり、学校長から必要な指示があった場合は、その指示に従うものとする。

(充電および通信に係る経費)

第9条 利用者は、学習用端末の使用にあたり、次に掲げる経費を負担しなければならない。

- (1) 利用者が在籍する学校以外の場所におけるインターネット通信に係る経費
- (2) 学習用端末の充電に係る経費

(亡失又は損傷の報告)

第10条 利用者は、学習用端末を亡失したとき又は学習用端末が損傷したときは、直ちに学校長に報告しなければならない。

2 前項の場合において、当該理由が利用者の故意又は重大な過失によるものと認められるときは、修繕費等の貸与物品の原状復旧に要する費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償)

第11条 利用者は、学習用端末の使用にあたり、利用者の責に帰すべき理由により尼崎市又は第三者に損害が生じた場合は、その損害を賠償する責任を負う。

2 学習用端末の使用にあたり、利用者の故意又は過失により個人情報の漏えい等の事故が生じた場合は、尼崎市はその責任を負わないものとする。

(貸与の取消し)

第12条 校長は、第6条第1項に規定する貸与期間中であっても、利用者が次のいずれかに該当するときは、第5条第2項に規定する貸与の決定を取り消すものとする。

- (1) 転学、留学、休学、又は退学したとき。
- (2) 第8条の規定に違反したとき。
- (3) その他、学校長が必要であると認めたとき。

(学習用端末の返却)

第13条 利用者は、第6条に定める貸与期間の終了日までに、学校長に対し、学習用端末を返却しなければならない。

2 利用者は、前条第1項の規定による貸与の取消しを受けたときには、学校長が別に定める日までに学習用端末を返却しなければならない。

3 利用者が、第6条に定める貸与期間の終了日までに返却せず、学校長からの督促にも応じない場合は、利用者は学習用端末の価額を弁償する責任を負う。

(連帯保証)

第 14 条 利用者の保護者（親権者又は未成年後見人その他の者で、当該生徒を現に監護するもの。）
は、この要綱に基づき、利用者が負担する一切の債務について連帯して保証する。

(補則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。